

申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般財団法人ひだ財団

団体代表者 役職・氏名

代表理事 古里圭史

分類

法人番号

4200005013519

団体コード

申請団体の住所

岐阜県高山市岡本町1丁目99番地

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成
 なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構

2 本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（1）～（4）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名(主)	地域の未来をつなぐ若者の活躍支援事業		
	事業名(副)	～飛騨における若者のエンパワメント～		
	団体名	一般財団法人ひだ財団	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1	②ソーシャルビジネス形成支援事業			
事業の種類2				
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
<input type="radio"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
<input type="radio"/>	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
<input type="radio"/>	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	④ 働くことが困難な人への支援
<input type="radio"/>	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
<input type="radio"/>	⑥ 女性の経済的自立への支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
<input type="radio"/>	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="radio"/>	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1.貧困をなくそう	1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	若者はそれぞれに特性を持っており、できること、できないことがはっきりしているため、どうしても一般的な就労のルートから弾かれてしまう方も多いです。そんな若者がこの事業を通して、社会性や学力、意欲、スキルを備え、地域での役割を見つけ、それぞれの在り方で社会で活躍する道筋を作り生活の糧を得ていく支援を行います。
8.働きがいも経済成長も	8.5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	若者への多様な学び・居場所といったセーフティネット・活躍の場の重要性の認知は広がりを見せています。一方で、それらを活用した若者がその後それぞれの在り方で社会で活躍し生活するためには、地域の理解や個々の経験・能力といった面で不足があります。社会との繋がりがや経験を補填するプログラムを通して、その向上を図る支援を行います。

団体の要請により、「当団体オリジナルのアイデアが含まれる」ため非公開とした。(JANPIA)

_11.住み続けられるまちづくりを	11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	[Redacted]
_17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	[Redacted]

Ⅰ.団体の社会的役割

(1)団体の目的	217/200字
多様化・複雑化していく社会課題に対し、その解決・改善を図るために活動する企業・市民団体と、諸資源の提供や自らの参画を望む個人・企業・団体等を結び付け、社会の好循環をもたらす、課題の解決・改善及び地域の価値創造の取組のための基盤を整備し、その営みを通じて誰もが社会課題の解決・改善及び地域の価値創造に関わり、地域のあらゆる主体が公益を担いながら当事者意識と存在を大切にしたい安心で持続可能な地域社会の形成に寄与することを目的に活動します。	
(2)団体の概要・活動・業務	188/200字
<ul style="list-style-type: none"> ・公益の増進に資する事業に対する支援に必要な資金等の資源を募り、確保する事業 ・公益の増進に資する事業に対し、その経営に必要な資源を提供する事業 ・公益の増進に資する事業に対するコンサルティング、並びに講座、セミナー開催事業 ・公益の増進に資する事業に係る調査研究、情報収集及びその発信 ・社会を構成する多様な主体が公益活動を支え、担う仕組みの検討及び実施に係る事業 	

Ⅱ.事業概要

					国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2026/3/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	飛騨地域（岐阜県高山市、飛騨市、下呂市、白川村）	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	<ul style="list-style-type: none"> ○実行団体 ・若者の社会活動を推進する団体・企業 [Redacted] [Redacted] ○実行団体が支援する15～39歳以下の社会活動に繋がることのできなかった若者、およびその家族 					(人数)	<ul style="list-style-type: none"> ・実行団体：2団体 ・域内外の活動団体・企業・行政：4団体 実行団体が支援する若者：40人（1団体当たり約20人） 実行団体が支援する若者の家族：60人（若者1人に対して家族1.5人として算出） 	

最終受益者	<p>○実行団体が支援する15～39歳以下の社会活躍に繋がることのできなかった若者、およびその家族</p> <p>【全国への波及効果】</p> <p>・名古屋・東京を中心に、全国の社会活躍に繋がることのできなかった15～39歳以下の若者またその支援を行う団体</p>	(人数)	<p>【飛騨】 約500人</p> <p>【全国】 76万人</p>
事業概要	<p>本事業は、人口減少や若者流出による地域の担い手不足という深刻な課題を抱える岐阜県飛騨地域（高山市、飛騨市、下呂市、白川村）において、「若者の活躍」に焦点を当て、</p> <p>ここで言う「若者の活躍」とは、</p> <p>地域内の主体となりうる団体は営利企業・ソーシャルセクター問わず対象とし、</p> <p>域内に限らず幅広く価値を残すことを重視します。</p> <p>500/600字</p>		

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	870/1000字
<p>A. 人口減少や若者流出による地域の担い手不足の拡大</p> <p>飛騨地域も全国の地方中山間地域と同様に人口減少や高齢化が課題として上げられるが、さらに四年制大学がなく、高校卒業後に多くの若者が域外へ流出することから、若年層の流出はより深刻である。流出の結果、地場産業や観光などの地域経済の中核を支える「活動する人・組織」の基盤を脆弱にしていき、地力の源泉そのものが衰退し、直に社会活躍の場も含めた地域の魅力低下に繋がり、更なる若年層の流出、加えて地域社会の持続的な発展が阻害、都市部と地方の経済的・社会的格差の拡大という悪循環に繋がっている。</p> <p>B. 困難（経済的困窮、家庭内の課題、身体や精神的な障害）を抱える若者（16～35歳）の増加、多様化</p> <p>飛騨地域にも全国同様社会・経済的な要因から生きづらさを感じている若者が存在するが、都市部とのアクセスといった面で閉鎖的な飛騨地域で就労や社会参加の機会を見出せず、さらに孤立することが多い。そういった若者の活躍は地域の活力を回復するために極めて重要であると考える一方、それらの若者が社会に進出できる年齢になるタイミングで、支援体制の制度上の壁により、社会活躍という出口支援が途絶えるケースが散見される。</p> <p>C. 寄付・助成依存の課題を踏まえ、地域事業者が担う「ソーシャルビジネス」の必要性</p> <p>これまで地域の社会活動はNPOが担ってきた。しかし、多くのNPOは活動原資の大半を寄付や助成に依存しており、事業の継続性の担保やソーシャルインパクトの拡大という観点で、資金の不安定さ・人材確保の難しさ・事業スケールの限界といった課題が浮き彫りになっている。ソーシャル領域の事業において、資金不足や人材の確保の悩みを抱える事業者が多く存在するという現状も、まさにこの構造に起因するものだ。それらを紐解くと、持続性を担保する上で、経営、事業スケール、資金調達等のノウハウがなく、自転車操業的になってしまい事業が成熟する前に資金確保が困難となり、その先の新規事業、事業スケール、人材育成等まで踏み切れないという悪循環に陥っている。</p>	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	251/200字
<p>ソーシャル領域の資金確保の多様化の為の事業者支援として、民間・行政共に相談窓口の充実や支援制度・イベント等が実施されていますが、</p> <p>といった課題が見えてきた。また、若者の学校以外の居場所等への公的支援も広がっていますが、その多くは子ども支援の傾向が強く、管轄が市町村から県単位に変わる15歳の壁、民法では成人となる18歳以降の若者等、若者世代への公的支援が途切れやすいポイントがいくつも発生してしまっています。</p>	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	200/200字
<p>子育てや教育、若者、UIターンに関する題材の研究会を7回実施。子どもの居場所を守る団体や若者が主体的に活動する12団体に資金支援も含めた伴走支援を行っています。今年度は現時点で、若者が主体となって活躍する7団体の伴走支援をしており、現在も支援団体を募集中です。</p> <p>またソーシャルビジネスに対する支援としては、地域の事業者のソーシャルビジネスの事業化につき、複数団体の相談対応や伴走支援を行っている。</p>	

(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義

319/200字

若者の社会活躍は既存の単一の自治体による公的支援のみでは限界があり、
単一の自治体の垣根を超えた活動ができる休眠預金を活用することで、実現性が高い持続可能な仕組みを構築し、地域全体から全国展開による幅広い活力と魅力を再生していく好循環が生まれます。

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム

- ・若者が社会に参加し活躍できる環境の創出
- ・地域内の若者流出の抑制と域内へUターンによるの流入の増加
- ・安定的な収益化による持続可能なソーシャルビジネスモデルの確立とそのノウハウの横展開

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
域外に流出した若者や困難を抱えた若者など全ての若者が社会で活躍できるモデルとなるようなソーシャルビジネスの創出		①創出された事業数 ②若者が活躍する場の創出 ③高山市の働く場としての魅力		①0事業 ②0事業 ③あまり魅力が無い：45.7% (令和7年公表値)			①2事業 ②4事業 ③あまり魅力が無い：42% (事業終了後数値)
創出されたソーシャルビジネスが収益化し、継続的に若者の活躍に資する環境を創出する。		①黒字化事業 ②事業の横展開意向		①0事業 ②事業開始時を初期状態とする			①2事業 ②事業実施主体が事業の実績を振り返り横展開したい意向がある状態。
域内の事業者・団体・行政等と連携し協働して事業を実施する。		①連携・協働した団体数 ②連携・協働についての満足度		①0団体 ②事業開始時を初期状態とする			①4団体 ②満足している団体が2団体以上
		①連携・協働した団体数 ②連携・協働についての満足度		①0団体 ②事業開始時を初期状態とする			①2団体 ②満足している団体が1団体以上

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
研究会やカンファレンスによる、実行団体が取り組む地域課題の深化や地域資源の発掘や相互活用の実現、連携のきっかけ作り。		①研究会開催数 ②カンファレンス開催数 ③課題と地域資源の明確化		①0回 ②0回 ③事業開始時を初期状態とする			①6回 ②3回 ③多様な視点から若者の社会活躍の課題を捉え、その背景やアプローチすべきポイント地域資源が明確になっている状態。
		①マッチングした団体数 ②マッチング相手に対するの地域の団体の満足度		①0団体 ②事業開始時を初期状態とする			①2団体 ②満足している団体が1団体以上
持続可能な運営のための経営支援や支援者を増やせるような広報の強化、資金調達戦略の構築		①経営支援による収益化 ②広報発信の継続度合い ③資金調達の取り組み度合い		①0事業 ②事業開始時を初期状態とする ③事業開始時を初期状態とする			①2事業 ②若者たちのプログラム参加による変化や休眠預金・寄付等の財源がどのように活用されているかを広く周知する体制が整備されている ③資金調達の実施体制や実施時期などについて検討され、通常業務と並行しながらも持続的に実施できる資金調達への取り組みが行われている状態
事業の継続性・安心して支援できる組織体制構築や、若者の権利保障のためのガバナンス・コンプライアンスの整備		①様々な関係者を巻き込んだ組織体制の整備度合い ②若者の権利保障に対する理解度と、ガバナンス・コンプライアンスの整備と組織規範の醸成		①事業開始時を初期状態とする ②事業開始時を初期状態とする			①若者への支援を行う専門家や企業人、教育者、行政関係者を巻き込んだ組織体制が整備されている。 ②ガバナンスやコンプライアンスに関する規程類の整備に加え、若者の権利について実行団体内で定期的にコミュニケーションが行われている状態。

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
①域外に流出した若者や困難を抱えた若者など全ての若者が社会で活躍できるモデルとなるようなソーシャルビジネスの創出		56/200字
・ビジネスモデルのブラッシュアップに係る専門家等からの経営支援	2026年4月～2026年12月	31/200字
・ソーシャルビジネスの創出に係る初期投資費用の支援	2026年10月～2027年3月	25/200字

事業の継続性・安心して支援できる組織体制構築や、若者の権利保障のためのガバナンス・コンプライアンスの整備		52/200字
・組織の規程類、ガバナンス・コンプライアンス体制の整備支援及びその情報公開支援	2026年4月～2027年3月	39/200字
		0/200字

V. 広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	デジタル媒体による情報発信だけでなく当財団のネットワークを活用し、研究会・ソーシャルカンファレンス等に、広く関心のある方に参加してもらい、 また、事業の継続的な実施体制整備と若者を支える応援者のネットワーク構築のため、	216/200字
連携・対話戦略	・当財団のネットワークを活用し連携団体を発掘 ・多様な事業者を巻き込んだ課題解決ワークショップ（研究会、カンファレンス）の開催を通して、地域課題の深掘、遊休資源の発掘、モデル創出等の実行団体の取り組みを地域ぐるみで支援 ・市民/団体向けのイベントにおける交流や議論の推進	135/200字

VI. 出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	・収益化による持続性の確保に向けた事業の企画段階から運営開始後の経営スキル向上まで一貫した支援を行う。 ・地域の様々な団体（行政、金融機関、事業者）に対してプロジェクトを随時共有し、資金的支援の可能性を議論する。（※実行団体チームに金融機関が参加する可能性も考慮し、事前イベントへの声掛けから行っていく） ・実行団体に対する会計、財務面のサポートを行い、自ら資金調達や収益化をしていける体制を整える。（税理士や経営コンサル、域内事業者との連携により高い実効性を確保する） ・地域の多様な層を巻き込んでスキマを解決するプロジェクトを、他の課題でも運用していけるようにモデル化すると共に横展開を図る。	298/400字
実行団体	・創出した事業が収益化し持続的に地域内に根ざすソーシャルビジネスモデルとなる。 ・地域の若者が社会で活躍できる人材として成長し、社会参加することを目指す。 ・地域内のソーシャル事業者が主体となり、事業終了後もノウハウやスキルを継承し、自律的な人材育成を通じて地域に価値を残す。 ・地域金融機関からの融資、ローカルファンドの活用、賛助会員の募集、寄付型クラウドファンディングの実施を目指す。 ・自分たちの活動を分析して言語化し、団体独自の関心事ではなく、公共的施策として展開されるよう自治体への丁寧な情報共有を行う。	320/400字

VII. 関連する主な実績

(1) 助成事業の実績と成果	146/800字
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立記念助成プログラム：2団体 / 200千円 ・ 高山市 若者活動支援事業：11団体 / 1,756千円 ・ 高山市 市民活動事業：7団体 / 720千円 ・ 高山市 市民活動団体設立事業：1団体/20千円 ・ 飛騨市 市制20周年記念事業：42団体 / 20,719千円 <p>※2025年3月末時点</p>	

(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	317/800字
<ul style="list-style-type: none"> 地域の社会課題を可視化した「スキマ白書」の発行（2022年12月） 地域のスキマを掘り下げ、キーパーソンと出会う「スキマ研究会」の開催：26回開催・794名参加 市民・団体の交流の場となるソーシャルカンファレンスの開催：第1回 2023年10月28日に開催・45名参加 行政連携 <ul style="list-style-type: none"> >高山市と連携協定の締結（2024年3月28日）：市から財団へ人材派遣、複数の助成事業の受託、市民団体支援の為に人材派遣・イベント実施業務の受託 >飛騨市との連携：助成事業の受託 設立記念助成プログラム：2団体への助成と伴走 令和6年 能登半島地震に対するクラウドファンディングの実施：寄付者 224名、総寄付額 3,256,000円 	

VIII. 実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	2団体	
(2)実行団体のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> 様々な若者に社会活躍できる場を提供できる事業を行う団体 収益化し持続的に支援できる体制を構築できる団体 	87/200字
(3)1実行団体当り助成金額	300～600万/年→1団体3年総額2,000万円上限	30/200字
(4)案件発掘の工夫	<ul style="list-style-type: none"> 市民・団体向けのイベント（情報周知、交流を目的）や研究会、カンファレンスの開催 これまでにスキマ白書、スキマ研究会を通じて出会ったNPOや市民活動団体等への声掛け 財団メンバー（理事含む）が持つ地域内外のネットワークを通じた事業者への声掛け 	123/200字

IX. 事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	統括：古里圭史 リーダー兼PO（事務管理、ネットワーク構築、伴走支援）：■■■■ サブリーダー兼PO（事務管理、ネットワーク構築、伴走支援）：■■■■、PO（ネットワーク構築、伴走支援）：新規、事務職員：新規				104/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
※資金分配団体用	3名	新規採用人数 (予定も含む)	1名	予定あり(詳細は右記のとおり)	ネットワーク構築、伴走支援、広報
		既存PO人数	2名	予定あり(詳細は右記のとおり)	■■■■：財団マネジメント業務、行政連携事業の運営 ■■■■：ネットワーク構築、伴走支援、広報
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	倫理規定の理念に基づき、財団が直面する又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス上の問題を的確に管理・処理し、その事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営する。その実現のため財団においてコンプライアンスにかかわる組織として「コンプライアンス担当理事」を設置し、監督機能を持たせる。				162/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし				

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2026/03/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	地域の未来をつなぐ若者の活躍支援事業～飛騨における若者のエンパワメント～
	団体名	一般財団法人 ひだ財団

	助成金
事業費	47,044,603
実行団体への助成	40,000,000
管理的経費	7,044,603
プログラムオフィサー関連経費	22,387,100
評価関連経費	4,350,000
資金分配団体用	2,350,000
実行団体用	2,000,000
合計	73,781,703

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	4,279,941	14,581,554	14,091,554	14,091,554	47,044,603
実行団体への助成	4,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	40,000,000
-					
管理的経費	279,941	2,581,554	2,091,554	2,091,554	7,044,603

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	1,643,300	6,914,600	6,914,600	6,914,600	22,387,100
プログラム・オフィサー人件費等	393,300	4,719,600	4,719,600	4,719,600	14,552,100
その他経費	1,250,000	2,195,000	2,195,000	2,195,000	7,835,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	1,050,000	1,350,000	1,950,000	4,350,000
資金分配団体用	0	550,000	850,000	950,000	2,350,000
実行団体用	0	500,000	500,000	1,000,000	2,000,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	5,923,241	22,546,154	22,356,154	22,956,154	73,781,703

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	一般財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	一般財団法人法人ひだ財団		
郵便番号	506-0054		
都道府県	岐阜県		
市区町村	高山市岡本町		
番地等	1-99		
電話番号	0577-57-5743		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://hida-foundation.jp/	
	その他のWEBサイト(SNS等)	https://note.com/hida_foudation/	
		https://www.instagram.com/hida_zaidan/	
		https://www.facebook.com/foundation.hida	
設立年月日	2023/08/22		
法人格取得年月日	2023/08/22		

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	フルサト ケイシ
	氏名	古里 圭史
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3) 役員

役員数 [人]	9
理事・取締役数 [人]	4
評議員 [人]	3
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	2
常勤職員・従業員数 [人]	2
有給 [人]	1
無給 [人]	1
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
事務局体制の備考	有給従業員： 無休従業員：

(5) 会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6) 資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7) 監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8) 組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9) その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10) 助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	61
申請前年度の助成総額 [円]	23,215,526
助成した事業の実績内容	<ul style="list-style-type: none">・ 市民活動団体が主体となり地域の活性化や地域課題を解決する活動や自主的な団体設立を支援 8件 740,000円・ 若者がやりがいと生きがいをもって活躍できるまちづくりをすすめるため、若者が主体的に実施する活動を支援 11件 1,756,526円・ 飛騨市が市制20周年を迎えるにあたり、市民等が主体的に実施する地域づくりに係る活動を支援 42件 20,719,000円

(11) 助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
----------------------	----

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	地域の未来をつなぐ若者の活躍支援事業～飛騨における若者のエンパワメント～
団体名:	一般財団法人ひだ財団
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公券申請時に提出	定款	第18条	
(2)招集権者			定款	第19条	
(3)招集理由			定款	第19条第2項	
(4)招集手続			定款	第20条	
(5)決議事項			定款	第22条	
(6)決議(過半数が3分の2か)			定款	第22条第2項	
(7)議事録の作成			定款	第24条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としませんこととします。			定款	第22条第2項	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公券申請時に提出	定款	第27条第4項	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること			定款	第27条第2項	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公券申請時に提出	定款	第38条	
(2)招集権者			定款	第39条	
(3)招集理由			定款	第37条第1項	
(4)招集手続			定款	第39条第4項	
(5)決議事項			定款	第37条第1項	
(6)決議(過半数が3分の2か)			定款	第41条	
(7)議事録の作成			定款	第44条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること			定款	第41条	
● 理事の職務権限に関する規程					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公券申請時に提出	定款	第28条	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公券申請時に提出	定款	第29条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公券申請時に提出	定款	第15、32条	
(2)報酬の支払い方法			役員報酬規程および就業規則	第5条、第45条	

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第1条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第3、11条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第4条第2項(2)
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	利益相反管理規程	第10条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反管理規程or倫理規定	第1条 第6条
(2) 自己申告 「不正発生時には、原因的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反管理規程	第3条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第11条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第8条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条第4項、第8条、第11条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第5条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第13条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第7～9条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	就業規則	第50条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	就業規則	第45条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第6条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第7条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第8条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第9条、別表
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第7条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第14条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第18条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第22条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第3条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程、	第6、22条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第2章
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	金銭出納規程	全文
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第3章
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第7章

一般財団法人ひだ財団

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人ひだ財団と称し、英文では HidaFoundation と表記する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岐阜県高山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、多様化・複雑化していく社会課題に対して、その解決・改善を図るために活動する高山市・飛騨市・下呂市・白川村内の企業・市民団体と、その解決・改善を図るために諸資源の提供や自らの参画を望む個人、企業、団体等を結びつける役割を担うことで、諸資源の循環をもたらし、社会課題の解決・改善及び地域の価値創造の取組のための基盤充実に努め、また、その営みを通じて、誰もが社会課題の解決・改善及び地域の価値創造に関わることができ、地域のあらゆる主体が公益を担いながら、当事者の意識と存在を大切にしたいと安心して持続可能な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公益の増進に資する事業に対する支援に必要な資金等の資源を募り、確保する事業
- (2) 公益の増進に資する事業に対する資金貸付、債務保証、助成、顕彰等を行う事業
- (3) 公益の増進に資する不動産等の資源を活用する事業
- (4) 公益の増進に資する事業に対し、その経営に必要な資源を提供する事業
- (5) 公益の増進に資する事業に対するコンサルティング、並びに講座、セミナーの開催事業
- (6) 公益の増進に資する事業に係る調査研究、情報収集及び情報発信に関する事業
- (7) 公益の増進に資する事業に関係した普及・啓発物品、寄附金付物品及び出版物等の販売
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、社会を構成する多様な主体が公益活動を支え、担う仕組みの検討及び実施に係る事業
- (9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(機関の設置)

第5条 当法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置く。

第3章 財産及び会計

(財産の拠出)

第6条 設立者は、現金300万円を、当法人の設立に際して拠出する。

(基本財産)

第7条 当法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、前条の規定により拠出した財産を、当法人の基本財産とする。

2 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第8条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経なければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の規定により報告又は承認された書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、個人の住所に関する記載を除き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 定款については、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

5 当法人が公益認定を受けた場合、代表理事は、認定法施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し第2項第4号の書類に記載するものとする。(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

(剰余金の不分配)

第11条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第4章 評議員

(評議員)

第12条 当法人に、評議員3名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議によって行う。

2 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及び配偶者又は3親等以内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が

評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。）又は業務を執行する社員である者
ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は当法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第15条 評議員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員にはその職務を行うために必要な費用の支払をすることができる。

第5章 評議員会

（構成）

第16条 評議員会は全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項に限り決議することができる。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任及び解任
- (2) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部又は一部の譲渡
- (5) 残余財産の帰属先の決定
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 役員報酬等並びに費用に関する規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(開催)

第18条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要があるときは、いつでも開催することができる。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は代表理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第20条 代表理事は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定めた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第12条及び第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛同を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及びその評議員会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印又は電子署名する。ただし、評議員会の決議の省略があった場合及び評議員会への報告の省略があった場合はこの限りではなく、法令で定めるところによる。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

(評議員会規則)

第25条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第6章 役員

(役員)

第26条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上10名以内
- (2) 監事1名以上4名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、1名を副代表理事とするほか、1名以上を専務理事、

1名以上を常務理事とすることができる。

3 前項の代表理事をもって一般法人法上の代表理事とし、副代表理事、専務理事及び常務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事、副代表理事、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にあるものの合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、当法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けた時は、代表理事の業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、代表理事及び副代表理事を補佐し、当法人の業務を執行する。また、代表理事及び副代表理事に事故があるとき、又は代表理事及び副代表理事が欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、代表理事の業務執行に係る職務を代行する。

5 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき、又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その職務を代行する。

6 代表理事、副代表理事、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

5 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、辞任又は任期満了により退任した後においても、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行われなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第32条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

(取引制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任免除)

第34条 当法人は、役員一般法人法第198条において準用する同法第111条第1

項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第35条 当法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、当法人への助言や協力を行い、代表理事に対し、意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第36条 当法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、副代表理事、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の開催日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) 規則(第25条に規定する評議員会規則を除く)の制定、変更及び廃止に関する事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第34条の責任の免除

(開催)

第38条 通常理事会は、毎年定期に、年2回開催する。

- 2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第39条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、理事会は各理事が招集する。

3 代表理事は、前条第2項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の5日前までに、通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは出席した理事の中から議長を互選する。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項

を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日その他法務省令で定める事項を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第28条第6項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。また、理事会の決議の省略があった場合及び理事会への報告の省略があった場合はこの限りではなく、法令で定めるところによる。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。第42条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

(理事会運営規則)

第45条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第8章 委員会

(設置等)

第46条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、学識経験者等のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第47条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所定の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第48条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員、理事、監事の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めるところによる。

第10章 賛助会員

(賛助会員)

第49条 当法人の目的及び事業に賛同し、積極的に経験、知識、技術等を活かして社会参加活動をしようとする個人又は当法人の発展を助成しようとする法人、その他団体を賛助会員とする。

2 賛助会員に関して必要な事項は、理事会において別に定める賛助会員規程による。

第11章 情報公開及び個人情報の保護等

(情報公開)

第50条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第51条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第52条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(合併等)

第53条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第54条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第55条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告)

第56条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

附則

1 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 長瀬達三
田口節子
小峠賢次

2 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 田邊友也（略称“田辺”を使用）
有巢弘城
高木梨佐

設立時監事 高橋潤

3 当法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第9条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

4 当法人の設立当初の事業年度は、第8条の規定にかかわらず、設立の日から令和6年3月31日までとする。

5 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所



設立者 古里圭史

6 本定款に定めない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人ひだ財団設立のため、この定款を作成し、設立者が次に記名・押印する。

令和5年7月24日

設立者 古里圭史 印